

# 港区青山通りまちづくり協定書

# 港区青山通りまちづくり協定書

## (目的)

第1条 本協定は、平成19年11月に、港区青山通り協議会と港区及び国土交通省関東地方整備局東京国道事務所の三者が「青山通り道路景観維持プログラム協定」を締結したことを受け、今後もこの協定を遵守するとともに、「港区景観計画」に従い、青山通りを魅力あるまちや拠点をつなぐ回遊ルートとして、道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、風格と賑わいのあるまちづくりをすることを目的として、沿道の地域団体等の間で締結するものである。

## (基本理念)

第2条 青山通りは、赤坂・青山・表参道・渋谷など、人気の高い街をつなぐ通りであり、かつ、港区の骨格となる通りであるため、沿道の地域団体全体で、風格のある街並みを守り、育てる。

## (基本方向)

第3条 青山通りについて、統一感のあるスカイラインを意識しつつ、建物中層部から高層部にかけての通りの表情が整えられるよう、建築物の形態、色彩、屋外広告物などを誘導する。

2 青山通りの歩行空間と沿道のオープンスペース、建物低層部のデザインが一体的となつて、歩行者の目線から、賑わいと潤い、安らぎを程よく感じられる空間となるよう演出をする。

## (対象エリア)

第4条 本協定の対象エリアは、基本的には、一般国道246号における青山一丁目交差点から青山五丁目交差点までの間及び沿道奥行30メートルまでとする。

2 本条第1項のエリアに接続する道路や私有地についても、関係者の賛同を得て、本協定の対象エリアとすることができる。

## (運営主体)

第5条 本協定は、次の主体が共同して自らその運営にあたる。

- 一 第4条のエリア内にある商店会
- 二 第4条のエリア内にある町会
- 三 本条第一号及び第二号以外の地域団体
- 四 その他、本協定の主体が認める者

2 本協定の実効性を高めるため、商店会とその会員であるビルオーナー、ビルオーナーとテナント間において、協定の目的に沿った個別具体的な協定を締結することができる。

## (協定の支援・協力機関)

第6条 第5条に定める各主体（以下、「各主体」という。）は、各主

体全員一致の議決により、以下の運営を第三者に委託することができる。

- 一 協定書の作成、変更及び各主体への通知
  - 二 協定書及び関連事項についての各主体間の調整
  - 三 各主体を代表しての関係各官庁との折衝及び個別協定の締結
  - 四 協定の履行についての支援・協力
  - 五 上記第一号から第四号に関わる事務・会議等の運営
- 2 本条第1項第一号から第五号に関わる費用については、第5条に定める各主体が共同で負担する。

(遵守事項)

第7条 各主体は、別途定める細則により、遵守すべき事項を定める。

(青山通り街並み協定書との関係)

第8条 各主体は、本協定に基づき青山通りのまちづくりを進める。

- 2 各主体は、本協定の発効をもって、青山通り街並み協定書から本協定に移行するものとする。

平成 22 年 12 月 22 日

港区青山通り協議会 会長 小林

敬



港区青山通り協議会 副会長 川島

信



青山一・二丁目商栄会 会長 森脇

健



青山外苑前商店街振興組合 理事長 村林

潤



青山三丁目商店会 会長 水田

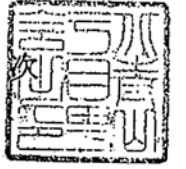
富助



青山表参道商店会 会長 秋田



北青山一丁目町会 会長 宮崎



青山二丁目町会 会長 山本



南北青山二丁目町会 会長 鈴木



青山外苑町会 会長 竹中



青山三・四丁目町会 会長 佐々木



青山表参道町会 会長 川島



青山長者丸商店会 会長 宮崎

